大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

東京帝國大學經濟學會

經濟論叢

第二十三卷　第二號

大正十五年八月一日發行

論叢

伊太利に於ける農業社會化運動……教授　法學博士　河田嗣郎

地方家屋稅の當否……教授　法學博士　神戸正雄

生產の概念……九州帝國大學教授　文學博士　高田保馬

動物界の鬪爭……教授　理學士　川村多實二

時論

軍備縮小會議に就いて……教授　法學博士　末廣重雄

說苑

羽州庄內農民愁訴騷動……教授　經濟學士　黑正巖

足袋の製造工程……法學士　本多芳郎

琉球の史的回顧……教授　法學博士　山本美越乃

雜錄

我國古代の財政と佛教……教授　經濟學博士　本庄榮治郎

間接消費稅の累進稅率……助教授　法學士　汐見三郎

クナップ教授逝く……經濟學士　菊田太郎

法令

勞働爭議調停法・勞働爭議調停法施行令・工場法施行令中改正・工場法施行規則中改正・商事調停法・土地賃貸價格調査法

（禁轉載）

第二十三卷（第二號　一〇八）　二八二

說苑

羽州庄內農民愁訴騷動

黑正巖

はしがき

徳川時代の百姓騷動といへば、政治的又は經濟的理由よりして、時の支配者階級たる武士に對する自暴自棄の反抗であるのを常とする。然るに天保十一、二年に起つた羽前庄內の百姓騷動は之と全く性質を異にするものである。百姓が徒黨を組み、物々しき旗印を押し立てゝ團體運動を試み、その代表者は死を決して屢々江戸に上り、幕府の大官に直訴するに至つた。勿論この運動は秩序整然たるものにして、他の百姓一揆と異り、富豪商家を掠奪するが如き暴舉に出る事もなく、又武士に對しては毫も反抗する所はなかつた。蓋しこの農民運動が、幕命によつて領主が他に轉封せらるゝを惜しみ、之を引留むるか、又は領主と一所に移住しようといふ特殊の原因を有するからである。據る所の文献は、京都帝國大學農學部農林經濟研究室所藏の「出羽國庄內百姓一統愁訴之寫」と題する寫本一冊である。卷末には、「此書横山氏より傳へ寫之、天保十三寅年四

月十五日」とあるのみにて、筆者の何人なるか明かでない。又この寫本は一二ヶ所脱落あり、文字に多少の誤謬もあり、寫本の原本とは思はれないが、その收載する所のものは、百姓の歎願書、藩の役人の布達、幕吏の命令等にして、筆者の意見を加ふる所は殆どない。之によつてこの百姓騷ぎが如何なるものであつたかは略ぼ推察出來るであらう。而てこの百姓騷動に關しては餘り研究せられたるものなく、余の寡聞を以てしては小野武夫氏が德川時代の百姓一揆をその原因によつて分類せる中に、政治一揆の一例として、「羽前の庄内に於ては藩主が交代するので、それに不平を抱いて一揆を企てた」と記してある位の事である。* そこで資料は尙ほ充分とはいへないが、百姓一揆の特例として左にその大樣を紹介しよう。

第一　庄内の社會的事情

鶴岡藩主酒井侯は代々善政を布き、藩民は皆その德を稱へて居たのである。庄内は最上川の下流の平野にして、自然の惠與甚大なりし爲め、かの酒田の如きは夙に米の集散地として奥羽西岸に於ける繁昌なる港市の一となつた。江戸、上方を隔る事遠きに拘はらず、その經濟狀態の良好にして相當に發達して居たのは、この自然の惠與と領主の善政とに基く所である。その事情を最もよく傳へて居るのは、古河古松軒の東遊雜記の記事である。之には次の樣に記してある。**

「清川よりは酒井侯の御知行所にて豪家も見えて風致もよろしく見え侍りし也。鶴ケ岡は酒井侯（左衛門尉十四萬石餘）の御城地にて、御城下なり。中略、酒井侯政事正しく、清川よりは在々に至る迄

* 小野武夫、中央公論大正十四年三月號百姓一揆物語
** 古河古松軒、東遊雜記第一卷鶴岡の條

民家のもよう奇麗なり。富饒の百姓も數多見え、人足に出る者の衣服も賤しからず、馬なども肥えふとり、家宅も美々敷、山川草木上々國の風土也。十萬石もあらんと思ふ鄉中も見え、是迄通行せし所々の及ぶ所にあらず。能地の第一、各評判せし也。市中も寒國故に板葺草ふきの家居ながらも會津の若松、二本松、白川、米澤何れも十餘萬石の城下なれども、鶴岡にくらべ見れば、大に勝劣あり。酒田の津へ遠からざれば上方筋へのたよりもよく、海魚も高直ながらも自由也。中略、米の澤山なる地にて下民といへども平生米を食し、貧しきものはサガの葉を米に交へ食ふ事なり。中略、人足に出しもの丶簑を見るに至て雅なるものにて、所望に思ひし程也。龍の髭と稱せる糸の如く細き海草にて、色はうす黑く、上方にある簑と違ひ上品なるものにして、雪中抔にはしほよからんと思ひしなり」。

この外、古松軒がこの庄內領の事につきて記して居る所より推すに、農民の生活は極めて良好であつたに違ひない。この書は天明八年に、古松軒が奥羽巡見使に扈從して旅行せる際に著はされたものである。天明年間といへば天災の屢々襲來した時であつて、封建制度崩壞の歩みは忙しくなつて居た時代である。日本國中を遊歷して各藩の社會狀態を見聞せる古松軒には、庄內の事情は餘程奇異に思はれたくらひ、順調なものであつた。然るに五十年後の天保の頃になつて、庄內藩にも度々天災が起り、多くの飢餓の民を生じた。藩主はその都度、誠意を以て之が救濟を行ひ、他藩に見るが如き慘害を蒙る事もなく、領民は衷心より領主の善政を謳歌して居たのである。

第二　愁訴騷動の發端

右の如き社會事情にありし庄内地方に於て、百姓が國禁を犯して徒黨を組み、その代表者等は訴狀を懷にして屢々江戸に上り、大官を路上に要して直訴し、その願の筋の達せらざるに及びて、更に徒黨を成して鶴岡城下に押しよせんとするの騷動が勃發した。併し之は當時の百姓一揆とは全然揆を異にするものである。その如何なる原因によるものなるかは、第二回目の代表者が直訴せし、「恐乍以書附御歎申候事」の願文によつて明かである。

「一、私共庄内の百姓共に御座候が、今度、御殿樣御所替被仰出候御達御座候旨以誠驚入奉存候、御殿樣の儀は御代々樣より蒙御厚恩候者にて、凶作又は變事の年抔は不及申上、既に八ケ年已前前代未聞の凶作にて、庄内の外御國々にては餓死人不知其數樣及承候折柄、他所より國元へ袖乞の者多く來り候に付驚轉仕候。其節庄内の御殿樣には在所の者へ御米大造に被下置其の外にも色々御拜借等被仰付、諸國より米穀大造に御買入御救被成下候間、於庄内は袖乞非人杯は一人も出候者無御座候間、老若男女は愈々御國恩難有と感涙を流し、此御國恩を奉報度旨日々に心掛け罷在候へとも、引續年々凶作にて庄内二郡の百姓町人に到迄所持の品々賣拂、或は質物に置替し、この上は親妻子散々に相成候より外無之體に罷成候仕合に付、御殿樣にも御不便に被思召以前の御救其外御物入等被爲在、御金も盡果候て以之外御難儀に被遊御成候上にも、諸金持衆より金銀大造に被成御借候て御救被下其上昔よりの御拜借米金夫々下切に被成下

候へども、御年貢御取立は不足に相成其外年々窮民御救米等まで莫大に被下候へども御時節柄大造の御損失奉懸候へ共在町の者共再生の心地にて如斯難有御殿樣は有間敷、夜は繩をなひ莚を織り、又は商の土地にては品物賣數の內より一文二文の留め錢致し差上、少も御苦勞薄く成行候て、夫々御國恩報ゐの構に可罷成と奉存候處、此度思もよらぬ御所替と承候へば、庄內二郡の百姓老若男女共上を下へと驚騷或は歎き悲み、誠に以て目もあてられぬ風情にて、其上國中の御扶持戴候程の金持は御供仕度と奉願上候由、已年より續いての凶作にて皆々一つかれ居候處に、當年は作合も克と悅居候へども稻刈入合取仕候處、考より劣り候て作合御年貢上納仕候へば、此節より夫食さつはり無之候付、色々御救米等奉願上、其の上人々の親方衆へも夫食幷に金銀借り入可申處、夫等のゐだりも不相成事にて、十方にくれ、どう考へ候ても只々難立體と奉存候。此度御所替に相成候御跡は、猶々難有御殿樣被爲御越候て結構に御手段被成下候ても、在町の金持衆皆々長岡へ參り候事に御座候へば、前條申上候通り極窮の我々斗りに相成可申とひたすら歎騷仕候。此上は品々御殿樣奉止候より外無御座候迚、先達て御歎に罷登り候者も御座候につき、國中嚴敷御穿鑿にて中々隣村へも通ひ誰相成御仕置被仰付候へば、乍思罷登兼只々能便可來哉と今日よ明日よと相待候へども、如何成樣子に御座候や一向安否も相聞不申候は、御締の嚴重成故先登りの人々より便り有之候ても、何方にてか取上滅候事かと案事居無心許密々申合罷登度存候へども口々御堅めの御役中嚴重にて、中々通り可抜樣も無之、三十四日の日を送候へども、誠に心中思斗り難着不得止事我々申合道もなき山谷の白雪を踏み身命

厭ひ無之、漸く罷登り申候儀に御座候。二百年來御厚恩之御殿樣に分れ申上候儀故、大勢の百姓共御不便に被爲思召何卒庄内に御殿樣永々御在住被爲成下候樣乍恐御取扱被成下置候はゞ、二郡の百姓一統に難有仕合奉存候、爲其差急ぎ御書附御歎奉申上候以上

子十二月

庄内百姓

御役所樣

右に由て考ふるに、天保十一、二年に亘る庄内百姓騷動は、善政を布ける領主の國替を阻止せんとするものにして、一の留任運動にすぎない、その農民の心情甚だ切なるものがあり、又領主が如何に人心を收攬して居たかを察するに難くない。我々はこの運動を以て功利的に考ふ可きものではない。併し又他の一面より見ればこの運動が相當に經濟的事由に基因するものである事は、文中之を發見し得ないでもない。功利主義者は「封建制度崩壞にある農民が只單に領主の恩義に感じた丈けて決死的な引留運動をなす筈がない。畢竟、領主か國替をすれば、數年來天災の爲めに窮乏せる上に、万一後繼の領主が名君でない場合には一層困難となる事、領内の富饒者が領主と共に他國へ移住する時は、貧乏人計り殘りて生活困難を來すを虞れたる事、この二つは敬慕する領主と袂別する事を哀惜するの心情と結び付いては居ないか」といふであらう。之も一應の理由があると思ふが、運動の目的が到着せられたる際に、領民が安堵喜悅したる狀より察するに、全く領主を敬慕するの念慮より出たものとするを至當とす。

第三　愁訴騷動の經過

右に掲げた愁訴狀を作製し、代表者を江戸に登らせる迄の運動の經過につきては知るべき資料を欠く。庄內の農民は愁訴運動が一度の直訴によつて成功するとは考へなかつたと見えて、訴訟人を數手に分けて居た。卽ち天保十一年十二月二十三日庄內を出發し翌正月二十日江戸表に着して直訴をなしたる者は十一名であつた。二人宛組をなして四名の幕府大官に駕籠直訴をなした。卽ち他海郡遊佐鄕八日町村四郎吉、長五郎は太田備中守へ、上の新田善三郎、舘中村藏七は水野越前守へ、牛島村信右衞門、一の坪村彥四郎は井伊掃部守へ、鹿湯村次右衞門、中島村三郎右衞門は脇坂中務太輔へ直訴した。他の三人はその名が示されて居ない。併し乍この直訴は、已に十一月中に兩鄕の組中より十二名のもの江戸に至り愁訴したるに拘はらず、（如何なる方法によりしかは明かでない）願の筋が言れられなかつたので第二次の運動として行つたのであるが、之も亦當局の受け容るゝ所とならなかつた。併し彼等の決意は堅く、その江戸小塚原を通過せし際、二つの晒首があつたのを見て、自分達も遠からずその晒首と同じ運命に遭遇するのであるが、決して最初の決心を翻へすべきにあらずとし、血判をなして誓約を立て江戸へ這入つたといふ事である。

第二次の愁訴が再び失敗に了りし事を傳へ聞きたる農民は、も早や尋常の手段にてはその目的を達する事が出來ぬと考へ、愈々二郡惣百姓が團結して城下に押し登るべきを建札にて村々に報

す。乍併この團結は川北百姓の方が强固であつて、天保十二年閏正月には、川北百姓は愈々之に着手せんとした。同月二十八日川北大庄屋の來狀には、川北の百姓共五十野谷に集る者八九百人、直訴の容れざるを悲しみ、二百年來の恩澤に感じて一同御伴につれられて長岡へ引き移らん事を乞ふ爲め鶴岡城下へ登らんとしてゐたといふ。更に二月朔日庄内大濱へ千餘人打ち寄り願書を提出し、同三月には三千人計り鶴岡城下へ上つて願書を差出さんとしたるも、願書は大庄屋の手許にさしおかれた。この日には坂上といふ所にも多數が早朝より集合して居た。併しかくの如き行動に出づるに至つたのは、農民必死の引留運動が功を奏したるにや、國替は延引せらるゝか、又は川北は添地とならんとの風聞傳はり、農民は一時安堵して居た所へ、急に藩主が江戸へ登城する事事となつたからである。農民共は登城と國替と何等かの關係ありと考へ、領主が登城すれば復び歸國する事ありや否やを從ひ、この際何とかして藩主の江戸登城を中止せしめねば、折角之れ迄なしたる運動が無意味となるを虞れて、今度は登城引止の願書を藩の役所へ提出する爲めに城下惣登りをなさんとしたのである。登城中止の願書は川北百姓の惣代多數が家老松平甚三郎に提出せし所、之を受理して彼等に澤山の酒肴をも與へたので、安堵して引き退つた。併し乍ら國替の事は到底中止さるべくもなかつた。それは右の願出提出後、藩の役所より農民に仰せ渡されたる達によれば、領主は勿論國替を欲せざるも幕府の命なれば仕方がない、强いて百姓共が引留運動をすれば却て双方の爲めに不利益を齎すから無謀の企なき樣に忠告し、又後繼者たる武藏川越城主松平大和守へ萬事を依賴しておいたから、後の事を心配せずに農業に出精すべしと訓

示して居るのによつても明かである。

この愁訴運動は初め飽海田川兩郡の百姓が共に行つたのであるが、後には川北百姓の方が熱心にして、田川郡卽ち川南百姓は多少冷淡になつて居た。そこで川南村々組々惣百姓に對して川田統市郎の名を以て奮起すべき旨を長々と書き村々に建札をなした。その全文は長いから之を揭げないが、「二百年來の國恩を報すべき義務あり、又この運動を中止しては川北へ對して面目もない事だ、今迄中止して居たのは城下滕許ではあるし、又嚴重に制禁せられて居るのに强て荒立つた運動をする事は却て藩主に禍する事を恐れたゝめである。又已に方々に於て團結して居たが中陰を仰出されたる爲め之も中止して居たのである。然るに轉封の日も決定せらるれば愈々江戸に上つて愁訴するであらうけれども、之は御跡御領土に對する敵對となるが故に、長岡へ隨行移住を願ひ、その許されされば跡に殘り、組々手分を定め國境の然るべき地を選んで一同餓死すべき事に決したれば、いざとなれば右の場所に集合せよ、若し身命を惜しみ不參の輩は人面にして獸心なり」と記して居る。かくして庄内二郡の百姓全體が二月十九日夜上島村六所大明神の社頭に集り、大に示威運動をなした。

更に庄内川北の百姓中六人の代表者は三月九日水戸に至り、中納言齊昭の野行乘馬先なる船崎上り場に於て歎願書を竹の先に挾みて直訴した。近侍のもの之を請取り、止宿を尋ね、そこに差控へ居る樣に命ぜられた。九日止宿の町の町年寄幷に組頭、宿屋の亭主附添にて六人の百姓は評定所の白洲に出頭、役人鄕方列座、諸役人立會にて「庄内百姓共遠路の所罷越候段心底の程感心

之事也」と仰せ出された。齊昭も之を聞きて大に稱讃し、手製の藥一人前二包宛を下賜せられ、殊に水戸逗留中は旅宿代として金三兩と三百五十文を給與せられたといふ。水戸侯のこの處置に感泣せる彼等六人は更に江戸に上り、復た太田備中守へ駕訴をなしたる爲め、捉へられて十七八日の頃に庄内に引渡された。之が庄内愁訴騒動の經過の大體である。

第四　愁訴騒動の統制

この騒動の原因、目的が普通の百姓一揆と全く異れる爲めではあるが、その行動は秩序整然たるものにして、少しも亂に至らなかつた。先づ村々又は組々にて集議し、村々に建札を立てゝ氣脈を通ずると同時に、代表者を選んで幕府に直訴した。直訴の承認せられざりし爲め、多數の農民集團して示威運動をなすに至つたけれども、鄉方役人、郡奉行代官目附等の命には極めて從順にして、毫も反抗するが如き事はなかつた。農民は諸方にて集合して氣勢を上げて居たが、祈禱と稱して神社等に參集せる上に、何等不法の事をしなかつた。農民は集合する時に梵鐘をつき莚旗を樹てゝ氣勢を添へた事もあるが、極めて注意深く行動し、一點非難すべき所はなかつた樣である。それは次の建札によつてその態度が如何にも嚴肅であり眞面目であつたかを覗ふ事が出來るであらう。

法　則

一、火の元大切に可致候事

說苑　羽州庄內農民愁訴騷動

一、田畑猥りに不可踏荒候事
一、刄物鳴物可爲無用候事
一、出仕の御役人雜言不可言事
一、禁酒の事、附空腹の者可申出事
一、同性の內口論可爲無用事
一、一村より頭立候者一兩人宛別に場所へ出仕可爲相談事

右の條々堅く可相守事

四ケ月に亘り農民は苦心して領主の引留運動をなせるも、その成否の程は覺束ないので、愈々庄內二郡の惣百姓共五萬餘人は、祈禱と稱して二月十九日夜上島村六所大明神の社頭に集合した。卽ち中川通五組一萬七千餘人、狩谷通五組一萬五千人、櫛引通五組一萬餘人、丸岡餘目兩御領八千餘人、京田通五千餘人とある。尙ほこの外數千人の者參加せんとしたるも、渡場が差止められてその意を果さず、翌二十日に參集せるも約五千人あつたといふ。二月二十一日酒井侯より幕府へ屆け出でたる始末書には凡三四萬人とあるといふから、何れにするも萬を以て數ふる大勢の百姓が示威運動をやつたのである。組々が夫々異樣の旗を押し立て、參集したのであるから、如何にものものしき事であつたかは想像に難くない。余の閱讀したる寫本には二十三種の旗印が畫かれてある。勞農ロシヤの國旗を思はしむるが如き、鎌、三目鍬その他の農具を畫きたるものあり、鎌を竿頭に附したるものあり、又白地の布に祈願文を記したるものもある。藤島組の「雖

爲百性不仕二君」といへるが如きは、この一揆の精神をよく見はしたものである。而て宇佐美弘船入道思恩(横山村源太事)、山科傳四郎有親、深新田村兵右衞門、狩谷村玄左内、連枝村勘十郎の五人は頭目として百姓を統率し、運動は極めて眞面目に且つ平穩に行はれた。

併し乍ら德川時代に於ては多數の者が團結をなして行動する事は、その目的が惡事を企圖するものなると否とを問はず、之を堅く禁じて居た。庄内の愁訴運動は固より領主に對する敬慕の念より來り、美しき目的を有する運動ではあるが、之を他の一面より見れば、幕府のなしたる國替命令を阻止せんとするものである。又かくの如く多數のものが昂奮して集團を成せる場合には、勢に逸やつて脱線しないとも限らぬ。已に述べた樣に長岡へ領主と共に移住する事が出來なければ一同が國境に於て餓死をしようと迄決心して居るものもあるし、又江戸表へ隨行せんなどと力きんで居た位であるから、事を未然に防ぐ爲め且つは幕府への手前もあり、諸役人急行して旨を諭して退散を命じたが、百姓共は之を諒としてその命に從ひ退散した。

第五　愁訴騷動の結末

農民共はかくの如く領主を思ふ一念より、或は決死の代表者を江戸に送りて直訴を爲し、或は當時明君の名高かりし水戸齊昭公に直訴を爲し、或は村々組々か屢々集合して神佛に祈願をこめ、或は數萬の農民が隊伍堂々、各地方から行列をなして神社に參集した。彼等は領主の不利となるが如き事を直接に行はなかつたのは固よりであるが、去りとて轉封を命じたる幕府に對して

も決して暴力によつて之を中止せしめようとはしなかつた。農民はその誠意を披瀝して同情を得んとした。幕府はこの引留運動ありて以來、大に考慮する所なりしが、輕々に轉封命令を撤回する事も出來なかつた。併し庄内農民の切なる希望は遂に達せられた。乃ち先に轉封を命ぜられて居た武藏入間郡川越城主松平大和守、出羽庄内鶴ヶ岡城主酒井左衞門尉、越後長岡城主牧野備前守の三人は、七月十二日を以て御國替に及ばずとの命を得た。この轉封命令の撤回が果して庄内農民の運動の結果なりや否やは立證すべき資料を得ないけれども、恐らくは彼等農民の誠意が容れられた結果と思ふ。又江戸に於て幕府の大臣に直訴せるもの、水戸侯に直訴せるものは、事の如何を問はず、直訴は重き國禁であるから、重科に處せらるべき筈である。之につきては何等記す所が無いが、恐らく彼等は罰せられなかつたものであらう。藩主の轉封命令が君臣敬愛の熱情によつて撤回せられたが、之が德川初期であれば到底成功しなかつたであらう。封建制度の統制力が動搖しつゝあつた事を思はねばならぬ。

領内の民は領主が今迄の通り鶴ヶ岡城主として留る事になつたので、在町何れも大に喜び、祝賀の意を表し、莫大の金穀物品を献納した。萩野茂右衞門の二千兩を筆頭に約七千兩の献金、數百俵の米上納があり、又組々からは餅、酒、昆布、魚類等夥しく献納した。そして在町では祝賀の宴を張り、有頂天になつて踊り狂つた樣である。領民が如何に歡喜したかはその當時川北で唄はれた踊唄によつて察する事が出來る。

御所替もおやめになりましてやれ〳〵目出度ふ存じます、
萬代の君をとゞめて我等迄、ゆたかなる世に大泉養老の瀧のやうたのしみて大濱燒服合て婚禮

さいたよふだのし、
馳船は碇で留る君の御船は國のつなよい〳〵松も色ます時なれや、
汲ど盡せぬ龜ケ崎草木もなびく時津風目出たい酒井その時行うたつて一夕踊ふで〳〵、

餘　言

天保の頃といへば德川氏の封建制度は發展の最高潮に達し、その崩壞への道の歩みはあはたゞしき時であつた。他の地方では慘虐なる百姓一揆が頻發し、武士も百姓も共に傷き合つて居た時代である。然るにこの奥羽の一隅庄內に於ては、領主の轉封を阻止する爲めに領民擧つて決死的運動を試みて遂にその目的を貫徹した。德川時代を通じて六七十の百姓騷動があつたが、何れも生活苦を脫却せんとして、支配階級への自殺的反抗であり、花火線香の如きものであつたのに反し、庄內の百姓騷動が領主を擁護せんとする運動であり、半歲に亘つて秩序的に行はれたるは、最も特筆に價する事である。封建制度崩壞期に於ける農民運動としては全く例外的のものである。已に述べたるが如くこの騷動の發端も功利的に考へられない事もないが、併しその運動の方法より見るも、又目的の到達せられたる時の狂喜の狀より察するも、全く主從的倫理觀から來たものである。只この主從的倫理觀が、他の地方に於ては主從相抗爭しつゝありしに、庄內藩に於て尙はよく保持せられたるは、領主の善政とその社會の經濟事情とに基くものであることは明かである。この意味に於て、庄內百姓の愁訴騷動も、他の百姓一揆とは全く別な意味ではあるが、矢張り經濟的事由に基くものといふ事が出來よう。（大正十五、六、三〇）